

◎独立行政法人雇用・能力開発機構法 を廃止する法律

(平成二十三年四月二七日法律第二六号)

一、提案理由(平成二十二年一〇月二十九日・衆議院厚生労働 委員会)

○細川国務大臣 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

人口減少社会を迎える中で、我が国経済社会が持続的に成長し、さらに発展していくためには、労働者の職業能力開発等の人材育成が社会全体で取り組まれるべき重要な課題となっております。

また、厳しい雇用失業情勢が続く中で、離職者に対する職業訓練の必要性が増加しており、離職者訓練の確な実施が緊要な課題となつていくとともに、今後新たな成長が期待され、雇用の創出が見込まれる産業において、その担い手となる人材の

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

育成が求められております。

さらに、我が国の基幹産業である物づくり産業においても、国際競争力の強化や技能継承等の観点から、企業における中核的な人材の育成、確保が課題となるなど、職業訓練の重要性は高まっております。

こうした中で、国が行うべき雇用のセーフティネットとしての職業訓練、物づくり産業に必要な人材の育成等については、都道府県との役割分担のもと、独立行政法人雇用・能力開発機構がその実施を担ってきたところであります。

しかしながら、同機構は、私のしごと館を初め各種施設の設置、運営のあり方等の問題を指摘されてきたところであります。

このため、政府においては、国の責任において職業訓練を実施する体制を整備するための抜本的な改革を行う観点から、平成二十年十二月に「雇用・能力開発機構の廃止について」を閣議決定したところであります。

この法律案は、同閣議決定の内容からさらに踏み込んだ改革を行い、無駄を徹底して排除するとともに、雇用のセーフティネットの充実や物づくり産業に必要な人材の育成等の観点から、これまで以上に労使や地域のニーズを反映したより効果的な職業訓練が実施できるようにするものであります。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

八二

これらの改革を達成するために、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止して、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に職業能力開発業務を移管する等の措置を講じ、もって高齢者、障害者及び求職者に対する雇用支援機能をより強化するものがあります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止することとしております。

第二に、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正であります。

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い、同機構が行っていた業務のうち、職業能力開発業務に限り独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管し、法人の名称を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とすることとしております。

また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構においては、労使代表を含めた識見を有する者から成る運営委員会や地域における協議会を設置すること等により、労使や地域の職業訓練ニーズが的確に反映される仕組みを整備することとしております。

第三に、中小企業退職金共済法及び勤労者財産形成促進法の一部改正であります。

独立行政法人雇用・能力開発機構の財形関係業務のうち、財形教育融資業務は廃止し、財形持ち家融資業務等については独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管することとしております。

第四に、職業能力開発促進センター等の都道府県への譲渡の特例を設け、職業能力開発促進センター等の機能を維持することを前提として、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員の引き受け割合に応じた譲渡額の減額や、一定期間の運営経費の高率補助を行うこととしております。

第五に、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員のうち、希望、意欲及び能力のある方は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の職員として採用することとしております。

このほか、独立行政法人雇用・能力開発機構の解散に伴う所要の措置を講ずることとしております。

なお、この法律の施行期日は、一部を除き平成二十三年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上でございます。

二、衆議院厚生労働委員長報告

(平成三十二年一月二五日)

○牧義夫君　ただいま議題となりました独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止し、その業務の一部を他の独立行政法人へ移管する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止すること、

第二に、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の名称を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に改め、同機構に雇用・能力開発機構の業務のうち、職業能力開発業務を移管すること、また、独立行政法人勤労者退職金共済機構に財形持ち家融資業務等を移管すること、

第三に、平成二十五年三月三十一日までの間において、職業

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

能力開発促進センター等について、都道府県へ譲渡できるものとし、譲渡額の減額及び運営経費補助の特例を設けること、
第四に、高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構は、雇用・能力開発機構の職員のうち、希望、意欲及び能力のある者を職員として採用すること
等であります。

本案は、去る十月二十六日本委員会に付託され、二十九日細川厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十一月十二日、質疑を行った後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成三十二年一月二二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 厳しい雇用情勢の中で職業訓練の必要性や重要性は従来にも増して高まっており、職業能力開発については、引き続き国が責任を持って対応していくこと。また、本法による職業能力開発業務の移管等に際しては、些かも職業訓練機能が低下することのないよう努めること。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

八四

二 企業活動の高度化に対応しうる人材を育成するため、職業能力開発事業の一層の拡充・強化を図るとともに、労働者一人一人が高度な知識・技能を修得することができるよう、職業訓練体制の整備・充実に努めること。

三 労使や地域の職業訓練ニーズが職業能力開発業務の運営に的確に反映されるよう、新たに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に設置される運営委員会等が実質的に機能する仕組みを整備すること。

四 財形持家融資業務については、利用件数が減少している状況等を踏まえ、今後の在り方について引き続き検討すること。

五 独立行政法人雇用・能力開発機構が解散されるに当たり、同機構の職員に雇用問題が生じないよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構における職員の労働条件及び採用基準を早期に提示すること。また、国は意欲、能力のある者が引き続きその能力等を活かして就業できるよう責任をもって対応すること。

六 地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設の地方自治体への移管に当たっては、各地域の雇用対策に果たしている役割等を十分に踏まえ、利用実績が高く存続が望まれる施設が廃止されることのないよう、少なくとも移管後三年間

については、地域の意向を反映しつつ国において必要かつ十分な財政的支援を行うこと。また、当該期間が経過した後、運営状況等を踏まえ、国の責任によつて運営することを再考することも含め支援等の在り方について検討し、必要があると認めるときは引き続き支援等を行うこと。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二十三年四月一五日)

○津田弥太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止して独立行政法人雇用・能力開発機構を解散し、職業能力開発等に係る業務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等に移管させるとともに、職業能力開発促進センター等を都道府県へ譲渡する際の特例措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、職業能力開発において国が果たしていくべき役割、雇用・能力開発機構の職員の雇用確保、都道府県に移管される職業訓練施設の機能の維持拡充、職業能力開発総合大学の今後の在り方、東日本大震災の被災者に対する雇用確保、職業能力開発等の重要性等について質疑を行いました

が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、川田龍平委員より、みんなの党の修正案が提出されました。修正案の要旨は、この法律の施行期日を平成二十三年四月一日から平成二十三年十月一日に改めること、この法律の施行の際に独立行政法人雇用・能力開発機構が行っている職業能力開発業務については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に承継させず、都道府県、民間事業者等において実施させること等であります。

次に、長浜博行理事より、民主党・新緑風会、自由民主党及び公明党の三会派共同提案に係る修正案が提出されました。修正案の要旨は、この法律の施行期日を平成二十三年四月一日から平成二十三年十月一日に改めること、職業能力開発促進センター等の都道府県への譲渡の特例の期限を平成二十五年三月三十一日までから平成二十六年三月三十一日までに改めること等であります。

なお、両修正案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取しましたところ、細川厚生労働大臣より、みんなの党提出の修正案には反対である旨、三会派共同提出の修正案には異存はない旨の意見が述べられました。

次いで、原案及び両修正案を一括して討論に入りましたところ

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

ろ、日本共産党を代表して田村智子委員より原案及び両修正案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より原案及び両修正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、みんなの党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、三会派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案はそれぞれ多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十三年四月二日)

○長浜博行君 私は、ただいま議題となっております独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党を代表して、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案の施行期日について、「平成二十三年四月一日」から「平成二十三年十月一日」に改めるとともに、職業能力開発促進センター等の用に供されている資産について、

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

八六

都道府県が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から譲渡価額等の特例により譲渡を受けることができる期限を、「平成二十五年三月三十一日まで」から「平成二十六年三月三十一日まで」に改めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（津田弥太郎君） ただいまの川田君及び長浜君提出の両修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から両修正案に対する意見を聴取いたします。細川厚生労働大臣。

○国務大臣（細川律夫君） 参議院議員川田龍平委員提出の独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案に対する修正案につきましては、政府として反対でございます。

また、参議院議員長浜博行委員提出の独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案に対する修正案につきましては、政府としては異存はございません。

以上です。

○附帯決議（平成二十三年四月二二日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置

を講ずるべきである。

一、厳しい雇用情勢の中で職業訓練の必要性や重要性は従来にも増して高まっていることから、職業能力開発については、引き続き国が責任を持つて対応していくこと。また、本法による職業能力開発業務の移管等に際しては、いささかも職業訓練機能が低下することのないよう努めること。さらに、職業訓練に資する民間専門学校等の少ない地方においては雇用情勢がより厳しいことにかんがみ、地域による格差が生じないように配慮すること。

二、企業活動の高度化に対応しうる人材を育成するため、職業能力開発事業の一層の拡充・強化を図るとともに、労働者一人一人が高度な知識・技能を修得することができるよう、職業訓練体制の整備・充実に努めること。また、我が国のものづくりにおける国際競争力を強化する観点から、指導員の指導能力のより一層の向上を図ること。

三、労使や地域の職業訓練ニーズが職業能力開発業務の運営に的確に反映されるよう、新たに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に設置される運営委員会等が実質的に機能する仕組みを整備すること。

四、財形持家融資業務については、利用件数が減少している状況等を踏まえ、中小企業向け融資の利用促進を図る等今後の

在り方について引き続き検討すること。

五、独立行政法人雇用・能力開発機構が解散されるに当たり、同機構の職員に雇用問題が生じないよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構における職員の労働条件及び採用基準を早期に提示すること。また、国は意欲、能力のある者が引き続きその能力等を活かして就業できるよう責任をもって対応すること。

六、地方自治体への移管がなされた地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設については、各地域の雇用対策に果たしている役割等を十分に踏まえ、利用実績が高く存続が望まれる施設が廃止されることのないよう、少なくとも移管後三年間については、地域の意向を反映しつつ国において必要かつ十分な財政的支援を行うこと。また、当該期間が経過した後、運営状況等を踏まえ、国の責任によって運営することを再考することも含め支援等の在り方について検討し、必要があると認めるときは引き続き支援等を行うこと。

七、独立行政法人雇用・能力開発機構が、各種施設の設置、運営の在り方等の問題を指摘され廃止されるに至った経緯を踏まえ、業務が移管される独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構において、組織体制及び運営の効率化等について不断の見直しを行

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

うこと。

八、東日本大震災により、雇用の創出や維持・確保が緊急の課題となっている状況にかんがみ、雇用対策のため万全の措置を講じること。併せて、被災地における職業能力開発訓練体制の早期の復旧・整備に努めるとともに、雇用促進住宅が最大限に被災者に活用されるよう、弾力的な運用を図ること。右決議する。

四、衆議院厚生労働委員長報告（平成二十三年四月二二日）

○牧義夫君　ただいま議題となりました独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止するとともに、職業能力開発業務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、前国会、本院において可決され、参議院において継続審査となっていたもので、去る四月十五日、参議院において施行期日を「平成二十三年十月一日」に改める等の修正の上、本院に送付され、本委員会に付託されました。

本委員会においては、四月二十日、提案理由の説明を省略し

た後、みんなの党より、雇用・能力開発機構の業務のうち、職業能力開発業務を国に移管することとし、その後は国による職業能力開発促進センター等の設置及び運営は行わないこと等と内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、修正案について内閣の意見を聴取いたしました。次いで、原案及び修正案について採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十三年四月二〇日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 厳しい雇用情勢の中で職業訓練の必要性や重要性は従来にも増して高まっており、職業能力開発については、引き続き国が責任を持って対応していくこと。また、本法による職業能力開発業務の移管等に際しては、些かも職業訓練機能が低下することのないよう努めること。

二 企業活動の高度化に対応しうる人材を育成するため、職業能力開発事業の一層の拡充・強化を図るとともに、労働者一

人一人が高度な知識・技能を修得することができるよう、職業訓練体制の整備・充実に努めること。

三 労使や地域の職業訓練ニーズが職業能力開発業務の運営に的確に反映されるよう、新たに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に設置される運営委員会等が実質的に機能する仕組みを整備すること。

四 財形持家融資業務については、利用件数が減少している状況等を踏まえ、今後の在り方について引き続き検討すること。

五 独立行政法人雇用・能力開発機構が解散されるに当たり、同機構の職員に雇用問題が生じないよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構における職員の労働条件及び採用基準を早期に提示すること。また、国は意欲、能力のある者が引き続きその能力等を活かして就業できるよう責任をもって対応すること。

六 地方自治体への移管がなされた地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設については、各地域の雇用対策に果たしている役割等を十分に踏まえ、利用実績が高く存続が望まれる施設が廃止されることのないよう、少なくとも移管後三年間については、地域の意向を反映しつつ国において必要かつ十分な財政的支援を行うこと。また、当該期間が経過し

た後、運営状況等を踏まえ、国の責任によって運営することを再考することも含め支援等の在り方について検討し、必要があると認めるときは引き続き支援等を行うこと。

七 東日本大震災により、雇用の維持・確保、さらには創出が緊急の課題となっている状況にかんがみ、雇用対策のため万全の措置を講じること。併せて、東日本大震災による被災者の就労の促進を図るため、被災地の復旧及び復興に伴う職業訓練のニーズなどを十分に踏まえ、被災地域や被災者の受入先の地域で職業訓練を迅速かつ的確に実施すること。また、雇用促進住宅について、被災者への提供を積極的に行うなど最大限の活用を図るとともに、弾力的な運用を行うこと。